

（訓練様式第7-1号）人材開発支援助成金（特定訓練コース・一般訓練コース）経費助成の内訳【裏面】

【提出上の注意】

- 1 1 欄は、年間職業能力開発計画（訓練様式第3-1号）と対応した年間計画番号を記入してください。
- 2 2 欄は、年間職業能力開発計画（訓練様式第3-1号）と対応した訓練コースの名称を記入してください。
- 3 3 欄は、OFF-JTにかかる経費助成額の算出を行います。OFF-JTに要した経費から算出した経費助成額を経費助成限度額と比べ、少額である方が経費助成額になります。

- (1) 事業内訓練で助成対象となる経費は、①部外講師の謝金、②部外講師の旅費、③施設・設備の借上げ料、④教材費・教科書代です。①、②、③、④を合計した額に、（助成対象労働者数÷総受講者数）の値と助成率（助成率表参照）を乗じて算出します。なお、認定実習併用職業訓練及び特定分野認定実習併用職業訓練については、事業主が自ら運営する認定職業訓練により訓練を実施する場合のみ助成対象となる経費を記入してください。ただし、下記の【その他】の1に該当する場合は、助成対象となる経費を記入しないでください。
 - (2) 事業外訓練で助成対象となる経費は、入学料・受講料・教科書代等（あらかじめ受講案内等で定められているものに限る）です。
 - (3) 海外の大学、大学院、教育訓練施設等で訓練等を実施する場合の助成対象となる経費は、入学料・受講料・教科書代等（あらかじめ受講案内等で定められているものに限る）・受講に際して必要となる住居費・宿泊費・交通費です。なお、外貨で支払った場合のレート換算基準は、支給申請を行った日が含まれる月の基準レートを使用することとします。
 - (4) 対象訓練に関連した特定職業能力検定・キャリアコンサルティングを計画時の実訓練時間数に計上して実施した場合は、それらに要した経費及び消費税について対象経費となります。
- ※1 「助成対象労働者」とは、訓練コースの実訓練時間数（OFF-JTとOJTそれぞれの時間数）の8割以上出席した者のことをいいます。
 ※2 「総受講者数」とは、社外からの受講者等を含めた、訓練コース全体の受講者数のことをいいます。
 ※3 （助成対象労働者数÷総受講者数）の値は、総受講者に対する助成対象労働者の割合です。

【その他】

- 1 認定職業訓練のうち、都道府県から「認定職業訓練事業費補助金」を受けている認定職業訓練の受講料、教科書代等及び大企業事業主の雇用する労働者が受講した認定職業訓練の受講料、教科書代等については、助成対象となりません。なお、広域団体認定訓練助成金を受けている認定職業訓練の受講料、教科書代等は、助成対象となります。
- 2 都道府県の職業能力開発施設が実施している訓練等（高度職業訓練及び生産性向上センターが実施するものを除く）の受講料、教科書代等は助成対象となりません。
- 3 人材開発支援助成金（団体型訓練）訓練実施計画書（訓練様式第3-2号）を労働局に提出している事業主団体等が実施する訓練等の受講料、教科書代等は、助成対象となりません。
- 4 官庁（国の役所）主催の研修等の受講料、教科書代等は助成対象となりません。

○ 特定訓練コース
【中小企業事業主】

	OFF-JT		OJT			
	賃金助成額 (1人1コース1時間あたり)	経費助成率 (1人1コースあたり)	実施助成額 (1人1コース1時間あたり)			
	生産性要件を満たす場合	生産性要件を満たす場合	生産性要件を満たす場合			
特定訓練コース（※）	760円	(割増分) 200円	45%	(割増分) 15%	665円	(割増分) 175円
労働生産性向上訓練						
若年人材育成訓練						
グローバル人材育成訓練						
熟練技能育成・承継訓練						
認定実習併用職業訓練						
中高年齢者雇用型訓練						
特定分野認定実習併用職業訓練	60%	(割増分) 15%				

【大企業事業主】

	OFF-JT		OJT			
	賃金助成額 (1人1コース1時間あたり)	経費助成率 (1人1コースあたり)	実施助成額 (1人1コース1時間あたり)			
	生産性要件を満たす場合	生産性要件を満たす場合	生産性要件を満たす場合			
特定訓練コース（※）	380円	(割増分) 100円	30%	(割増分) 15%	380円	(割増分) 100円
労働生産性向上訓練						
若年人材育成訓練						
グローバル人材育成訓練						
熟練技能育成・承継訓練						
認定実習併用職業訓練						
中高年齢者雇用型訓練						
特定分野認定実習併用職業訓練	45%	(割増分) 15%				

※若者雇用促進法に基づく認定事業主（訓練計画提出時までに認定されている場合）又はセルフ・キャリアドック制度導入企業（訓練計画提出時までに就業規則に規定し労働基準監督署に提出している場合（常時10名未満の労働者を使用する事業主の場合は、就業規則の実施について事業主と従業員全員の連名の連署による申立書の添付でも可）又は労働協約に制度を規定し労働組合と使用者の双方が署名又は記名押印している場合）が実施する訓練等の場合は経費助成率について45%のものを60%（大企業事業主は30%のものを45%）に引き上げて支給する。（特定分野認定実習併用職業訓練を除く）

【事業主団体等】

	OFF-JT
	経費助成率 (1人1コースあたり)
特定訓練コース	45%

○ 一般訓練コース

【事業主】

	OFF-JT			
	賃金助成額 (1人1コース1時間あたり)	経費助成率 (1人1コースあたり)		
	生産性要件を満たす場合	生産性要件を満たす場合		
一般訓練コース	380円	(割増分) 100円	30%	(割増分) 15%

【事業主団体等】

	OFF-JT
	経費助成率 (1人1コースあたり)
一般訓練コース	30%